

青梅市市民ホールに関する懇談会
報告書(案)

令和4（2022）年10月

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 序章 はじめに..... | 1 |
| I 懇談会の目的、位置付け等 | 2 |
| II 懇談会の課題 | 2 |
| III 付帯提案 | 4 |
| 第1章 「新たな文化施設」に求められるもの(コンセプト)..... | 5 |
| I 旧市民会館に代わる施設(ホール機能)..... | 5 |
| II まちの新しい中心施設(青梅駅周辺と河辺駅周辺の交流の場)..... | 5 |
| III 「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」を体現 | 6 |
| 第2章 「新たな文化施設」の機能・形態 | 7 |
| I ホールに求められる機能・形態 | 7 |
| II 交流施設として求められる機能・設備 | 8 |
| III 自然との調和・まちのランドマークとなる外観 | 9 |
| 第3章 「新たな文化施設」の運営 | 10 |
| I 事業の展開・利用のしやすさ | 10 |
| II 運営組織と人材 | 10 |
| 参考資料 | 11 |
| I 青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱 | 12 |
| II 青梅市市民ホールに関する懇談会委員名簿 | 13 |
| III 青梅市市民ホールに関する懇談会開催経緯 | 14 |

序章 はじめに

会長挨拶

青梅市市民ホールに関する懇談会

会長 伊藤 裕夫

I 懇談会の目的、位置付け等

1 青梅市市民ホールに関する懇談会の目的と位置付け(設置要綱より)

(1)目的

東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用における主要な施設の一つである市民ホールに関する事項の検討に当たり、市民、利用者、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的とする。

(2)所掌事務

青梅市市民ホールに関する懇談会は以下の事項を所掌するものとしている。

- ・市民ホールの機能や形態に関すること。
- ・その他市民ホールに関すること。

2 懇談会の構成

懇談会は文化芸術に造形が深い有識者として4名、文化芸術に関する学識経験者、ホール等の施設に関する実務者、公共施設マネジメントに関する学識経験者、ホール等の建築に対する学識経験者となり。実際にホールを中心的に活用する青梅市文化団体連盟からの選出者、青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーター、青梅商工会議所から選出者、および市民代表の6名、計13名で構成されています。

なお、ホールを利用する方、利用されない方、様々な方からの御意見を頂戴するために、市民代表の6名に関しては青梅市では初の試みである、年代別に住民基本台帳から無作為抽出で委員の就任応募を行いました。

II 懇談会の課題

懇談会における背景等を含む課題を以下のとおりとします。

なお、本報告書では、「市民ホール」という名称はステージ等を有した「ホール型文化施設」と狭く捉えがちであるため、統一して「新たな文化施設」という名称を用います。

1 東青梅1丁目地内諸事業用地に建設予定の「新たな文化施設」のあり方と内容

「新たな文化施設」については「東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想」のほか、青梅市の各種計画において、下図の通り位置付けられている。この位置付けを前提としています。

| 計画名称 | 位置付け |
|-----------------|---|
| 第6次青梅市総合長期総合計画 | 機能集積の促進として、国等の官公庁施設の集約化に努めるとともに、市民ホールの検討を進めるなど、利活用によるまちの活性化に取り組めます。 |
| 青梅市公共施設等総合管理計画 | 再編モデルB「新市民ホール等複合施設（仮称）の整備」として位置付け。 |
| 青梅市中心市街地活性化基本計画 | 東青梅南口にある市の諸事業予定地において、新市民ホールの他、官庁機能を集約化した複合施設を整備することで、にぎわいの創出を図る。 |

2 青梅市の第7次総合長期計画基本構想(案)の基本理念・まちづくりの基本方向との合致

現在策定が進められている第7次青梅市総合長期計画の案に掲げられている、3つの基本理念、「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」、「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」が懇談会において議論されたコンセプトに合致していると考えます。この「新たな文化施設」がこの総合長期計画を実現する上で必要不可欠なものであると言えます。

また、同計画案の基本姿勢となる「あそぼうよ青梅」、遊びは文化の基本であり、この姿勢について「新たな文化施設」の方向性が合致していると考えます。

3 「新たな文化施設」の施設形態(ハード)だけでなく、その前提となる使い方(機能・運営:ソフト)

「新たな文化施設」について、単にホール機能や規模等を考慮するのではなく、建設後の機能や運用についても検討の範囲としています。

Ⅲ 付帯提案

次章より「新たな文化施設」に関する具体的な検討報告に入りますが、ホールの検討を行う議論の中で、この「新たな文化施設」が市のまちづくりにもたらす影響や「青梅の文化」を振興する上での役割等の様々な意見が出ました。

ホールの機能等の前に取り巻く環境としての提案を付帯提案としています。

1 目指すべき文化のあり方

「新たな文化施設」がより良いものとなるため、「青梅の文化」のあり方（位置付け）を明らかにし、文化施策の向かうべき方向や考え方などの明文化した条例やビジョン等の策定を提案します。

2 市組織における文化振興を担当する部署の設立

現在青梅市には教育委員会内に文化課といったセクションがありますが、所管としては文化財や芸術品といったモノを基本としています。

また、文化交流センターの所管は社会教育課となり、文化を担当する部署が複数化また、内容によっては空洞化している現状が見受けられます。

この「新たな文化施設」や既存の文化交流センターを含め、青梅市において文化を振興する上での明確な担当部署の設立を提案します。

3 今後の基本計画策定における市民参画

今後、「新たな文化施設」の建設に向けて、具体的な内容を基本計画にて策定が予定されていますが、「新たな施設」が様々な市民に愛され、利用されるためにも、基本計画策定の段階から利用者である市民、団体有識者等、また、現在「ホール」等を利用していない市民からの意見を広く聴取し基本計画の策定につなげることを提案します。

4 コスト

懇談会では明確なコスト分析までは議論となっていませんが、「新たな文化施設」が長期間にわたって存在し続けるためには、施設の建設コストのみならず、運用コストを検討する必要があります。懇談会の中では受益者負担の仕組みや、運営によるランニングコストの捻出などの意見が出ました。

第1章 「新たな文化施設」に求められるもの(コンセプト)

青梅市の今後のまちづくりの基本理念や基本方向、青梅ならではの伝統文化の継承や、新たな芸術文化の継承、誰もがつながる地域づくり、そして豊かな自然と都市機能の調和を踏まえた、新たな青梅のシンボルとなる文化・交流拠点のコンセプトとして以下に表します。

I 旧市民会館に代わる施設(ホール機能)

青梅市民会館は昭和41年に設立され、市民などの利用や自主事業、文化祭の会場として平成28年度まで利用されてきました。ホール客席数は585席と建設当時の人口規模が61,000人程度に対する市民ホールであり、現在の人口規模で全市を対象とした施設としては不十分とも考えられますが、中規模ホールとしての活用幅がありました。この活用の幅については、多くの市民のほか、専門人材に恵まれ、施設とともに人にも支えられた施設でありました。

このように市民会館のホールでは文化活動の鑑賞、発表、体験など多くの市民に親しまれた施設であり、青梅の文化活動の拠点であったと言えます。

「新たな文化施設」についても市民会館同様に青梅の文化の拠点となるとともに、多くの市民に親しまれるものである必要があります。

また、市民会館に代わる機能だけでなく、これからの時代の文化的ニーズにも応えられる青梅の文化活動の拠点として、青梅に伝わる伝統や産業等を組み合わせた新たな文化の創出につながる拠点となる必要があります。

II まちの新しい中心施設(青梅駅周辺と河辺駅周辺の交流の場)

市の計画等において、青梅駅周辺は、「古くからの商店街や街なみが存在し、地区内はもとより、周辺部にも寺社や美術館などの史跡や文化的施設が点在しており、さらに大規模な永山公園や釜の淵緑地などのレクリエーション施設も立地しています。また、歴史を伝える青梅大祭やだるま市などのイベントも開催されています。」としており、同様に東青梅駅周辺は、「市域の東西・南北を結ぶ道路の結節点であり、公共施設が集積しています。」となっています。また、河辺駅周辺については「土地区画整理事業により基盤整備が完了した地域であり、東部の産業集積地に近接しています。」としており、懇談会でも、「新

たな文化施設」建設予定地が青梅駅周辺として古くからの歴史文化と河辺駅以東の新たな居住地との接合点となり、また、市役所等の行政機能と接していることから、賑わいや交流を生む場として期待があります。

また、単に地域間での交流にとどまらず、世代を超えた交流を促すような施設である必要があります。

そのため、単にホール機能にとどまらず、ホールを利用する人もしない人も、人々が集まり、交流することができる「市民の広場」としての都市的機能が必要となります。

Ⅲ 「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」を体現

青梅の一番の魅力と言っても過言ではない、自然を取り入れることにより、「新たな文化施設」をより魅力的なものになると考えます。

また、歴史や伝統を取り入れることにより、ストーリー性を持たせ、ホール等の施設利用者以外からも利用され、愛される施設となります。具体的には青梅産等の木材を全面的に利用し、温かみのあるものにする。このように前述で述べた地域との交流、世代を超えた交流と自然との交流を取り入れることが重要と考えます。

建設予定地となる東青梅1丁目地内諸事業用地は景観も優れ、青梅・奥多摩の山並みが展望できるため、この立地条件を利用し、屋上等に展望スペースなどを設けること等が挙げられます。このように現在策定が進められている「第7次青梅市総合長期計画（案）」の基本理念である「美しい山と渓谷に抱かれ東京に暮らす 青梅」を体現するランドマークとなり得るものになると考えます。さらに、青梅以西への観光やレジャー等に訪れる人に対しても訴求できるようになり、より一層の賑わい創出にも貢献できます。

第2章 「新たな文化施設」の機能・形態

I ホールに求められる機能・形態

1 利用のされ方(ニーズ)からのホール規模等

ホールに対するニーズとしては従前より、市内小中学生の音楽鑑賞教室を開催するにあたり、1学年1,000人程度から約1,000席を一つの基準となっていました。この音楽鑑賞教室は現状として、福生市の市民会館を借用し、1学年を2分割し、2部制で実施しています。

発表・体験・鑑賞の観点から発表に関しては市内の文化団体や市民主催者、学校等の利用が主たるものであると考えられます。

体験に関しては上記の音楽鑑賞教室を2部制で実施することを想定に500席程度、鑑賞に関しては興行として演奏家等を招く場合であれば、採算性から全国的に見ても最低1,500席以上は必要となり、ここに関しては興行をベースに考えないものとします。

また、今後の人口減少等による影響等も加味する必要があります。

よって、規模および席数については上記内容により500～600席程度とする中規模ホールが望ましいと考えます。むしろ席数よりも、専門的な文化団体の利用にも耐えられるよう、音響や、舞台の機能等の特質性が重要となり、例えば音響に特化することで、閑散期に録音スタジオ等での貸出も可能となり、稼働率の上昇にも寄与することが考えられます。

なお、ホールの形態については、従前より、固定椅子式のひな壇型とロールバック等(茅野市民館のように客席機構のみならず台座までの稼働含む)の機構をもった多目的型(平土間型)が考えられます。使用用途としては、ゆったり、また、安定した座席として鑑賞等が行えることが主目的であり、今回の懇談会ではコスト分析には至りませんが、この主目的を効率的に達成できるものが必要となります。

2 必要なホール付帯機能

ホール機能を有効活用することと利用者の利便性等を配慮すると付帯機能として以下のものが挙げられます。

まずは、十分な広さの舞台が必要であります。市民会館では舞台の構造上、活用方法が限られておりました。また、舞台袖について

も十分は広さが確保できておらず、上座、下座での移動がロービーを通らないと行き来できない等の問題があったため、それらを含めた舞台が必要と考えます。また、観客席からの視覚的な配慮を十分に行った舞台袖や機材等の搬入経路など駐車場スペース等、外部からの経路についても配慮する必要があります。

また、楽屋の整備やリハーサル等を行えるスペースについても付帯機能として必要となります。

II 交流施設として求められる機能・設備

1 多様な市民の利用・交流

前述のとおり、ホールを利用する市民以外にも「新たな文化施設」を利用し、様々市民が利用するための交流の機能が求められます。多様な目的に資するための建物の内外問わず多目的なスペースを有することにより、文化活動を以外での目的にも対応することが必要となります。また、市民の広場をコンセプトに目的を持たない人も集まれるような仕組みが必要となります。

2 中規模ホールと多目的ホールの併設

協議を重ねる中で、従前の福祉センターが持ち合わせてきた機能と文化交流センターとの関係を配慮するとともに、前段の多様な市民の利用を目指すためには、中規模ホールのほかに、多目的な平土間ホールの併設を提案します。

多目的ホールでは福祉センターの機能である会議室、バンケットとしての機能のほか、中規模ホールとの併設によるリハーサル等に活用できるなど、活用の幅が広がり、稼働率の向上も見込まれます。この多目的ホールについては活用の幅を広げるために飲食を可能として規模は200人程度が収容可能なものが望ましいと提案します。

3 屋外でのイベントスペース

前述のコンセプトにおいて「市民の広場」となるため、目的を持った人も持たない人もすべての市民が気軽に利用できる施設となるため、事業用地のスペースにもよりますが、屋外のイベントスペースを設けると更なる賑わいと施設利用の幅が広がると考えます。

Ⅲ 自然との調和・まちのランドマークとなる外観

1 コンセプトを取り入れた市民に愛される外観

国内のホールは主に2～30年を節目にその時々々の社会情勢や財政事情により建て替えや廃止が行われております。しかし、ヨーロッパをはじめ諸外国のホールではその機能だけではなく、まちのランドマークとして100年以上、存在し続けている施設もあります。

この「新たな文化施設」についてもまちのランドマークとして市民に愛され存在し続けるような外観が必要となります。

2 自然と調和し、市の魅力を体現

青梅市の最大の魅力は、やはり東京都内でありながら、豊かな自然があり、また、都市部との双方を有しております。「新たな文化施設」建設予定地となる東青梅駅周辺は、前述の通り青梅駅周辺にかけて、まさにこの自然と都市部の調和を図るゾーンとも言えます。加えて、建設予定地は山々を展望できる見事な展望を有しており、高いポテンシャルを活かすためにも、木を全面に活用した青梅らしい形態をとることにより、第1章Ⅲで言う、青梅の歴史（林業）としてのストーリー生を体現でき、観光やレジャーなど、外部からの賑わいにもつながります。

第3章 「新たな文化施設」の運営

I 事業の展開・利用のしやすさ

1 市民(市内団体)の利用が中心

中規模ホールとして、興行などは原則、ターゲットとして考慮せず市民の活動、発表の場としての運営を中心に考えます。

2 本物の芸術文化に触れる機会の創出

上記、市民の発表の場であるとともに、市民の情操を育むためにも「本物の芸術文化」に触れることができる環境が必要です。そのためにも、規模ではなく、環境については一定程度の整った環境が必要となります。

3 利用のしやすさ

利用に関する予約の方法や利用を支える人材などについては、その後の利用率に大きな影響を及ぼすため、予約のしやすさや、音響・照明のサポートなど多くの方が利用しやすい環境整備が重要となります。

また、ハード面に直結しますが、事業用地の立地条件は駅から徒歩数分圏内であり、非常にアクセスは良い、一方、青梅市の特性から車を利用される方が多く、施設全体での駐車場についても十分な台数の確保と、トイレの設置など細かな配慮が望ましいと考えます。

4 市内各所への発信

既設の文化交流センターや、地域の拠点となる市民センターと連携し、市民等に対して文化を発信できるような機能を有することにより、事業の展開等につながると考えます。

II 運営組織と人材

1 運用組織

文化交流センターは市民コーディネーターが中心となって幅広い市民の交流の場（あそび場）として成功しています。

「新たな文化施設」についても、こうした市民の活力は欠かせない一方で、中規模ホールを活かした多様な事業を展開するための「専門人材」も欠かせません。

このように、市民活力と専門人材を組み合わせた「運営組織」が必要となります。

運営組織により、専門見地からの相談・アドバイス・広報等の支援が稼働率の向上にも寄与するものと考えます。

2 幅広い連携

前述の「運営組織」をはじめ、幅広い市民の参加、若者の参加、課題となっている広域連携、市内外の学校施設等との連携などの仕組みづくりが必要となり、一過性のものにならない持続可能な体制づくりが必要と考えます。

参考資料

I 青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱

1 設置

東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用における主要な施設の一つである市民ホール（以下「市民ホール」という。）に関する事項の検討に当たり、市民、利用者、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、市民ホールに関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意見交換等を行う。

- (1) 市民ホールの機能や形態に関すること。
- (2) その他市民ホールに関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員13人をもって組織する。

- (1) 文化・芸術に造詣の深い有識者 4人
- (2) 青梅市文化団体連盟から選出された者 1人
- (3) 青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーター 1人
- (4) 青梅商工会議所から選出された者 1人
- (5) 市民代表 6人

4 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見等を取りまとめた結果を市長に報

告する。

8 任期

委員の任期は、委嘱の日から前項の規定による結果の報告のあった日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

9 庶務

懇談会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和2年6月23日から実施し、第7項の規定による結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

II 青梅市市民ホールに関する懇談会委員名簿

| 選出区分 | 氏名 | 備考 |
|------|-------|--------------------------------------|
| 第1号 | 伊藤 裕夫 | 日本文化政策学会顧問(前会長) 神奈川県文化芸術振興審議会会長 |
| | 松井憲太郎 | 元富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ 館長 木更津市市民会館検討委員 |
| | 山本 康友 | 東京都立大学 客員教授 創価大学 学士課程教育機構 客員教授 |
| | 米田 正彦 | 明星大学 建築学部建設学科 教授 一級建築士、構造設計一級建築士 |
| 第2号 | 橋本 研 | 青梅市合唱連盟会長 |
| 第3号 | 森本真也子 | 子どもと文化全国フォーラム代表理事 |
| 第4号 | 小澤順一郎 | 青梅商工会議所 会頭 |
| 第5号 | 久我 匠 | 公募市民 |
| | 島崎 友子 | 公募市民 |

IV 懇談会での主な意見 別紙「懇談会意見一覧」